



宝塚市内の子ども食堂を支援します！



子どもの居場所に対する 物価高騰対策臨時支援金 ～募集要項～



募集期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月30日（月）



光熱費や食材費などの物価高騰に直面している、市内で子ども食堂を運営する団体に、子ども食堂事業運営のための支援金を臨時的に交付します。

※学生ボランティアスタッフによる支援を実施している場合は加算あり。

＜支援内容＞ 1団体あたり次のいずれかを交付

- ① 開催月における提供食数が10～20食・・・24,000円（5団体）
- ② 開催月における提供食数が21食以上・・・36,000円（15団体）

●加算

子ども食堂を新たに開始する場合・・・25,000円加算

学生ボランティアスタッフを配置・・・15,000円加算

※令和7年度宝塚市子育て支援グループ活動促進事業助成金の交付を受けている場合は交付対象外です。

申請についての詳細は、
宝塚市子ども家庭支援センターへお問い合わせください。
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
電話. 0797-85-3862
FAX. 0797-85-3886
E-mail: m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp



【対象となる団体】

地域において、令和7年度中に子ども食堂を3回以上開催し、子どもに100円以下で食事を提供する（している）団体で、次の要件を満たす団体。

- ・宝塚市内に活動拠点があること。
- ・団体の構成員が3人以上で、その2/3以上が市内在住、在勤、在学であること。
- ・代表者、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- ・営利、宗教及び政治的な活動を目的としないこと。
（※子ども食堂事業が営利目的でなければ、交付対象）

【対象となる活動内容】

次のいずれかに当てはまる場合、支援の対象となります。

- ① 現在、市内において身近な地域における子どもの居場所づくりを目的として子ども食堂事業を実施している。
- ② 過去に市内において、子ども食堂事業を実施しており、**令和7年度中**に子ども食堂事業を再開する。
- ③ 市内において、**令和7年度中**に子ども食堂事業を新たに開始する。

【対象となる活動期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日の活動が対象。

【支援金対象費目例】

食糧費、旅費（構成員の交通費、ガソリン代等）、消耗品費
印刷製本費、光熱水費、役務費（通信運搬費、ボランティア保険料等）
使用料及び賃借料（会場借上料、駐車場使用料等）
報償費（学生ボランティア謝礼、講師謝礼等）
※学生ボランティアを除くスタッフの人件費は対象外
備品購入費【新規団体のみ】
※県や民間等の他補助金と重複する経費は除く。

【提出書類】

支援金交付申請書（様式第1号）

※申請書は、子ども家庭支援センター、市役所2階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、公民館、男女共同参画センター、各児童館・子ども館、総合福祉センターボランティアプラザ zukavo に配置しています。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請書
ダウンロード



左の二次元コード
読み取り
または市HP
「検索」の
ページ番号検索に
「1055292」
を入力して下さい

【申請方法】

所定の書類等を下記の問い合わせ先まで、メール・郵送・持参により提出してください。※受付時間：月～金曜日9時～17時30分（ただし、祝日を除く）

宝塚市役所 子ども未来部 子ども家庭支援センター
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
TEL. 0797-85-3862 FAX. 0797-85-3886
E-mail: m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp